

次期のランク区分の見直しについて

平成7年から現在までの目安制度のあり方に関する全員協議会（以下「目安全協」という。）の経緯については以下のとおりである。

これを踏まえ、次期のランク区分の見直しについて検討する必要がある。

1. 目安制度のあり方に関する全員協議会（平成4～7年）

平成4年12月に目安全協が設置され、目安制度の見直しの検討が開始された。その後、平成7年4月に全協報告が取りまとめられ、目安制度のあり方については、今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当とされた。

また、各都道府県の各ランクへの振分け等ランク区分については、今後5年ごとに見直しを行うことが適当とされ、平成7年全協報告によるランク区分については、平成7年から平成11年までの目安に適用された。

2. 目安制度のあり方に関する全員協議会（平成11～12年）

平成11年4月に目安全協が設置され、目安制度の見直しの検討が開始された。平成12年3月にランク区分の見直しを含む全協中間報告が取りまとめられ、当該ランク区分の見直しについては、平成12年から平成16年までの目安に適用された。その後、目安制度の見直し検討が継続され、平成12年12月に全協報告が取りまとめられた。

3. 目安制度のあり方に関する全員協議会（平成15～16年）

平成15年10月に目安全協が設置、目安制度の見直しの検討が開始され、平成16年12月にランク区分の見直しを含む全協報告が取りまとめられた。

当該ランク区分の見直しについては、平成17年から平成22年までの目安に適用された（従来の運用に基づけば、平成21年までの予定であった。）。

4. 目安制度のあり方に関する全員協議会（平成21年～）

平成21年2月に目安全協が設置されたが、平成21年度中に取りまとめがなされなかったことから、平成16年全協報告におけるランク区分を平成22年の目安においても適用したところである。

なお、ランク区分の見直しが取りまとめられた場合、平成23年からの目安に適用予定である。

